

社員各位

担当部署 経営管理本部人事総務部

給与改定に関する業務連絡

下記のとおり給与規程第19条に基づき、2019年4月1日付で有期社員以外の社員について給与改定を実施します。改定後の給与は、5月25日支払給与分より適用します。

記

1 給与改定に関するルールについて

(1) 給与規程抜粋（給与改定及び給与改定時期）

第19条 給与改定は、社員の年齢及び勤務成績に基づき、原則として毎年4月分（5月支給分）に行う。

2. 給与改定日現在、勤務期間が12ヶ月に満たない者の能力給の改定については、当該社員の勤務期間を考慮して、その都度決定する。

(2) 給与改定の支給項目

社員区分	支給項目
本社勤務者・24/7Workout 所属社員	年齢給および能力給
24/7English 所属社員・24/7Joysing 所属社員	能力給のみ

(3) 給与(能力給) 改定対象者

社員区分	評価対象期間及び対象者要件 ^{※1}
本社勤務者 24/7English 所属社員 24/7Joysing 所属社員	2017年10月1日から2018年9月30日までの1年間において社員として在籍し、かつ、評価結果を有している社員
24/7Workout 所属社員	2018年6月1日から2018年11月30日までの6ヵ月間 ^{※2} において社員として在籍し、かつ、評価結果を有している社員

※1 アルバイト等有期社員として在籍していた期間は、評価対象期間から除かれます。

※2 24/7Workout は2018年5月に人事制度を改定したことにより、今年のみ6ヵ月間の評価結果に基づき能力給の改定を行います。

(4) 昇給額の決定方法

①年齢給

年齢給テーブル（本社用）（24/7Workout 用）に基づき、2019年4月1日時点の年齢に基づき、昇給額を決定する。

②能力給

上記(3)の評価対象期間に獲得した評価結果に基づき、能力給を改定する。なお、2017年10月1日～2018年9月30日までに中途入社した社員のうち、2018年6月1日時点で社員として在籍し、かつ、2018年4月1日から9月30日までの半期評価を有している者は、半期の評価結果に基づき、昇給額を決定する。

※2018年10月1日から2019年3月31日までに昇進昇格により能力給が昇給した社員のうち、昇進により昇給した額が評価を反映して昇給する予定の額よりも高い社員は4月1日時点の昇給を対象外とします。

以上

Q&A集

Q 4月1日付給与改定は、どこに影響するのでしょうか？

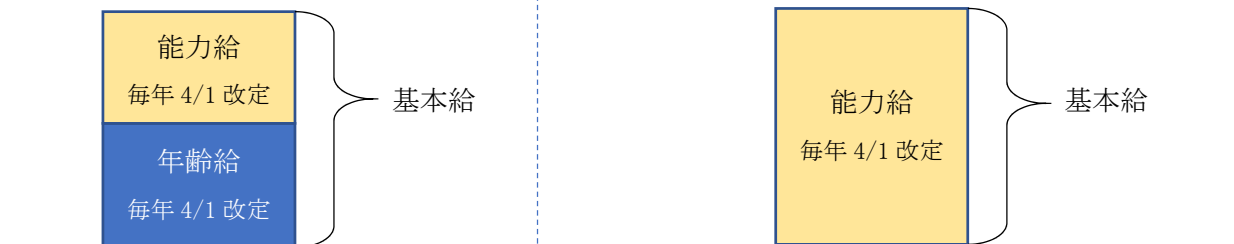
A 給与改定は、社員の年齢給と能力給に影響があります。

当社では、毎年4月1日付で評価に基づき、能力給を改定し、昇降給の運用をしています。

また、年齢給が適用されている本社社員と24/7Workout トレーナーについては毎年4月1日付で、2019年4月1日時点の年齢に基づき、自動的に年齢給が昇給します。24/7English 講師および24/7Joysing 所属社員は、能力給のみで基本給が構成されていますので、能力給に影響があります。

<本社社員と24/7Workout トレーナー>

<24/7English 講師及び24/7Joysing 所属社員>



Q 4月1日付で能力給は下がる場合もありますか？

A 能力給は評価によっては下がる場合があります。

例えば、本社社員と24/7Workout トレーナーの場合、評価でDを獲得した場合降給となります。詳細は、ポータル的人事関連に格納されている人事制度マニュアルP28 およびP29をご参照ください。

https://portal.xf247.com/application/files/7915/5784/3487/Microsoft_PowerPoint_-_18-04-07_201911.pdf

Q 4月1日付の改定が反映された給与は、いつ振込まれるのでしょうか？

A 4月1日付年齢給昇給および能力給の昇降給を反映した給与は、5月支払給与より振り込まれます。

Q 4月1日付の改定はアルバイトとして勤務していた期間は、どう取り扱われるのでしょうか？

A アルバイト等有期社員として勤務していた期間は、当該給与改定の評価対象期間から除外されます

Q 中途入社で評価期間が1年未満の場合でも、能力給は改定されますか？

A はい、2018年6月1日時点で在籍をしていた社員も改定対象者に含みます。

ただし、能力給は、評価に応じて昇降給額を決定しますので、昇給額0円の場合もあります。本来は、2017年10月から2018年9月末日までの1年間在籍し、かつ、1年間の評価を獲得していることが給与改定対象者の要件ですが、今回の給与改定においては移行措置として2018年6月1日時点でアルバイトではなく、社員として在籍し、評価結果を有している場合は改定対象者として取り扱います。

以上